

議案第20号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年3月10日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例（平成19年三朝町条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正文の第1段落中「、号、号の細目及び別表の細目」を「、号及び号の細目」に、「次の表の改正後」を「同表の改正後」に改める。

改正文の第2段落の次に次の改正文を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）別表の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>別表(第2条、第3条関係)</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者<u>であって、前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得。以下同じ。）の額（規則で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応</u></p>	<p>別表(第2条、第3条関係)</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者</p>

じて、次の表に定める基準額に満たないもの

扶養親族等の数等	基準額
扶養親族等がないとき	1,595,000 円
扶養親族等の数が 1 人のとき	1,975,000 円
扶養親族等の数が 2 人のとき	2,355,000 円
扶養親族等の数が 3 人以上のとき	2,355,000 円に扶養親族等のうち 2 人を除いた扶養親族等 1 人につき 380,000 円を加算した額

(2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所により重度の知的障害者と判定された者であって、前年の所得の額が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前号の表に定める基準額に満たないもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が 1 級である者として記載されている者であって、前年の所得の額が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第 1 号の表に定める基準額に満たないもの

(4) 略

(5) 略

(6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者

(備考) 別表第 1 号から第 6 号までの規定に重複して該当する者にあつては、これらの規定のうち当該者が選択する

(2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所により重度の知的障害者と判定された者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が 1 級である者として記載されている者

(4) 略

(5) 略

(6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者(5 歳以上の者にあつては、病院等に入院している者に限る。)

1号の規定を適用するものとする。

附則第3項中「別表第1号ア」を「別表第1号」に改め、「前々年の所得」の次に「。以下同じ。」を、「平成18年の所得」の次に「と、同表第2号及び第3号中「前年の所得」とあるのは「平成18年の所得」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。